

大阪市監査委員 貴 納 順 二
同 松 井 淑 子

住民監査請求について（通知）

平成 30 年 9 月 27 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、議員から選任された監査委員である広田和美及び加藤仁子は、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、審査には関与していません。

記

第 1 請求の内容

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

1 住民監査請求書

(1) 請求の要旨

大阪市は、平成 29 年度に自由民主党市民クラブ大阪市会議員団へ政務活動費 123, 120, 000 円交付した。

そして、同会派が新田孝市会議員（以下「新田市議」という。）に交付した政務活動費 564 万円全額が、（人件費 312 万円、事務所費 252 万円）新田市議の長男が代表取締役を務める 2 つの会社に支出された。

人件費の支出先有限会社 A は「新田市議」の政務活動の事務所内に住所を置き、事務所費は有限会社 B、「新田市議」の自宅が住所となっている、同一世帯ではないと前回の住民監査で主張しているが、その 2 社に付いても「新田市議」は役員でもあるわけで、大阪市の定める「政務活動費の手引き」にも書かれているように、平成 22 年 3 月 26 日熊本地裁判決、平成 24 年 2 月 3 日青森地裁判決、に値する。

又、平成 26 年度の政務活動費「新田市議」の住民監査結果の附帯（意見）が実行されていない。

これによって平成 28 年度も政務活動費 5, 672, 752 円の内、人件費 300 万円と事務所費 264 万

円としていて、それ以外は資料購入費で新聞代32,752円である。

さらに、調査研究の支出もなく、会派の政務活動内容と「新田市議」の関わりを証明する資料も提示せず、政務活動費使途の意味はない。大阪市・市会事務局は、政務活動費の使途を確認せずに、公金を支出している。「新田市議」の同族関連会社に丸投げされた平成29年度564万円、28年度564万円は返還されるべきである。

よって、監査委員は、市長に対し、自由民主党大阪市議員団に対して新田市議に平成28年度（564万円）、29年度支給額（564万円）を返還させるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

地方自治法第242条1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

第2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

本件請求において、請求人は、自由民主党・市民クラブ大阪市議員団に交付された政務活動費において、①新田市議員に交付した政務活動費全額（人件費及び事務所費）の支出先が、新田市議員の長男が代表取締役を務める会社であること、②人件費の支出先である法人は、新田市議員の政務活動の事務所内に住所を置いていること、③事務所費の支出先である法人は、新田市議員の自宅が所在地となっていること、④新田市議員が2法人の役員であること、これらから、議員もしくは生計を一にする親族への支払いと同視すべきであり、政務活動費の手引きで禁じられた支出であるにもかかわらず、その内容を確認せず公金を支出していることが違法不当であると主張しているものと解される。

しかし、本件請求では、請求人より上記①から④の事実を証する書面等が提出されなかったため、請求人に対して、平成30年10月9日を期限として補正を求めたが、請求人からは、事実証明書の提出に係る補正はなされなかった。

したがって、住民監査請求の要件である事実証明書を添えて請求されたものとはいえない。

よって、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。